

第5章 施策の展開

基本目標 1

生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進

(1-1) 自立支援に向けた介護予防・生活支援サービスの充実及び住民主体による介護予防活動の促進

施策方針

要支援者等の高齢者に対し、高齢者の地域における在宅生活を支えるために、多様なニーズに応じた生活支援の充実を図ります。

また、身近な地域で高齢者が集まり、交流、社会参加、体操などができる住民主体による「介護予防」の活動推進を図ります。

施策 1 生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置

社会福祉協議会、地域包括支援センター、校区福祉会、婦人会、民生委員、老人クラブ、シルバー人材センター等の様々な関係機関が相互に定期的な情報の共有・連携強化を図りながら、地域における助け合いや生活支援体制の整備を図ります。

また、「生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）」を配置し、地域における助け合いの活動を支援していきます。

具体的な事業

事業名	生活支援サービス体制整備事業
事業概要	単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、医療・介護の提供のみならず、地域における助け合いや生活支援の体制整備を推進するために、活動を推進する生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置するとともに、様々な関係機関の間で定期的な情報の共有・連携強化を図るための場として八代市生活支援・介護予防サービス推進協議会を開催する。

施策2 インフォーマルサービスを含めた多様な生活支援サービスの充実・開発 <★重点施策（市）>

多様な生活支援ニーズに対応していくためには、介護保険サービスや市独自のサービスだけでなく、ボランティア・NPO・民間企業等の多様な主体によるインフォーマルなサービスも含めた生活支援の充実を図る必要があります。

生活支援コーディネーターが、高齢者の在宅生活を支援する活動団体や民間企業など多様な地域資源を把握するとともに、高齢者の生活支援に対するニーズの調査結果を基に、各校区で開催する校区福祉会の福祉座談会において地域課題の抽出、その対応策の検討を行い、これらの意見を集約した上で、多様な生活支援サービスの提供体制の充実を図っていきます。

具体的な事業

事業名	シルバー人材センター運営費補助事業
事業概要	健康で働く意欲を持つ高齢者の経験・能力を活かした多様な就業機会を確保・提供し、地域社会への参加をとおした生きがいづくり等を図るシルバー人材センターの事業運営を支援するため、運営費及び事業費の補助を行う。

事業名	老人クラブ助成事業
事業概要	高齢者の生きがいづくり、健康づくり活動の活性化を図る市老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動を支援するため、運営費及び事業費の補助を行う。

事業名	いきいきサロン（地域介護予防活動支援事業）
事業概要	高齢者が気軽に来所できる地域の公民館等において、地域の高齢者の社会的な孤独感または不安感を解消し、心身の健康を維持、向上させるため、地域ごとに生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり等の地域交流の場を推進及び支援する。（市社会福祉協議会に委託）

■いきいきサロン事業（地域介護予防活動支援事業）

実績・計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
参加延べ人数 （人）	41,624	35,273	22,412	35,000	35,050	35,100

事業名	高齢者社会参加事業（地域介護予防活動支援事業）
事業概要	高齢者の社会参加の促進を図るため、地域の公民館等において趣味講座を開催し、様々な講座をとおして高齢者の仲間づくり・生きがいづくりを支援するとともに、高齢者が長年培ってきた豊かな経験・知識・技術を活かして様々な地域文化の伝承活動に取り組む活動を支援する。（市老人クラブ連合会に委託）

事業名	ふれあい高齢者訪問奉仕事業（地域介護予防活動支援事業）
事業概要	市老人クラブ連合会が主催する「シルバーヘルパー講習会」の修了者が、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者宅を訪問し、話し相手や日常生活支援を行う活動を支援するため、活動費の補助を行う。

事業名	生活支援サービス体制整備事業【再】
-----	-------------------

施策3 住民主体の「通いの場」づくりの促進、理学療法士、保健師等の専門職による介護予防事業の機能強化＜★重点施策＞

住民主体の「通いの場」づくりの促進に取り組みます。

また地域包括支援センターに委託し、地域のコミュニティセンターで実施している「やつしろ元気体操教室」、より身近な体操教室「通いの場」等に、理学療法士、作業療法士のリハビリテーション専門職を派遣することで、専門職からの必要な指導と適切な助言により、地域の介護予防効果を高める取組を進めています。

あわせて新たな取組として、生活習慣病の重症化を予防するため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による健康支援を継続的に取り組んでいきます。

具体的な事業

事業名	「やつしろ元気体操教室」及び「通いの場」の支援 （地域介護予防活動支援事業）
事業概要	高齢者の転倒や閉じこもり予防を目的に地域のコミュニティセンター等において、筋力向上トレーニングを行う体操教室を開催するとともに、体操教室の運営に必要なボランティアの養成を行う。 また、住民主体で実施する「通いの場」への支援を保健、医療専門職と連携して行う。

■ やつしろ元気体操教室（地域介護予防活動支援事業）

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
参加延べ人数（人）	9,068	7,799	5,000	7,755	8,500	8,840

■ 通いの場（地域介護予防活動支援事業）

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
新規開設数 （箇所）	7	5	2	22	25	37

■ やつしろ元気体操・通いの場における参加者数

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
参加者実数 （人）	694	696	706	1,061	1,478	2,102

事業名	地域リハビリテーション活動支援事業
事業概要	地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等の関与をすることで、地域ケア会議・元気体操教室・住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
現地指導回数 （回）	62	74	80	88	113	150

(1-2) 地域ケア会議の充実

施策方針

一人ひとりのケアマネジメントの質的向上を図るとともに、地域課題を解決するための資源開発等を多職種で行うため、地域ケア会議の活用・充実を図ります。

施策4 地域ケア会議の内容と機能の充実<★重点施策>

地域ケア会議とは、介護保険の理念である「尊厳の保持」「自立支援」を実現するために行う次の3つの会議の総称であり、この3つの会議を互いにリンクさせ、地域ケア会議を通じたネットワークの形成や地域づくりにつながるよう、取組を強化していきます。

①「元気支援会議」

疾患・生活状況により改善の可能性が見込まれる高齢者を対象として、各専門職種を交えて課題の整理を行い、支援の方向性や方法の検討を行う場として開催するもの。

②「個別地域ケア会議」

支援につながっていない等のいわゆる「困難な事例」にある高齢者等について、個別の課題解決に向けて開催するもの。

③「地域ケア推進会議」

「個別地域ケア会議」等で把握した地域課題に関して、市職員や地域包括支援センター職員だけでなく、地域の関係者も交えて共有・検討し、地域づくりや地域資源の開発、政策形成等につなげるもの。

具体的な事業

事業名	地域ケア会議推進事業
事業概要	地域包括ケアシステムの構築を推進していくために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議として地域ケア会議を開催する。

■元気支援会議の開催回数

実績・計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催回数(回)	12	11	7	12	12	12

■個別地域ケア会議の開催回数

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
開催回数（回）	33	38	32	38	40	42

■地域ケア推進会議の開催回数

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
開催回数（回）	5	4	4	4	4	4

基本目標 2

認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

(2-1) 認知症サポーターの養成と活動の活性化

施策方針

認知症の人が、地域で暮らし続けるためには、地域住民の理解と支援が必要不可欠です。そこで、今後も認知症サポーターの養成に取り組みます。

施策 5 人口の 20%以上の認知症サポーター養成と活動の活性化 ＜★重点施策（市）＞

人口の 20%以上の認知症サポーターの養成を進めるために、未実施の企業や学校などへ、認知症サポーター養成講座の受講を勧奨していきます。

また、認知症の人とその家族を地域全体で支える体制を強化するために、養成された認知症サポーターに対し、認知症カフェでのボランティア活動や地域でできる活動を紹介していくことで活動活性化を促進していきます。

具体的な事業

事業名	認知症サポーター等養成（認知症施策推進事業）
事業概要	地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成するための講座を開催するとともに、認知症サポーター養成講座の企画、立案及び実施を行うキャラバン・メイトの活動を支援する。

■認知症サポーター養成者数

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
累計数（人）	19,119	20,051	20,300	21,000	21,700	22,400

施策6 行方不明認知症高齢者等の早期発見のためのSOSネットワークづくり

行方不明認知症高齢者等を地域でできるだけ早期に発見するため、徘徊の心配のある高齢者を事前に登録する「高齢者事前登録制度」の周知と登録の促進を図るとともに、警察署、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員等と情報を共有し連携を図ります。

この「高齢者事前登録制度」と併せて、多くの方に行方不明者の捜索に協力いただけるよう、「緊急情報配信メール」についても周知と登録の促進を図ります。

具体的な事業

事業名	高齢者事前登録制度（認知症施策推進事業）
事業概要	徘徊の心配がある高齢者を家族等の希望により事前に登録し、警察署や八代市、地域包括支援センター、民生委員などが情報を共有しておき、万一行方不明となった場合には、やっちな認知症応援ネットワーク（八代市徘徊SOSネットワーク）協力機関に情報を提供し、早期発見・保護に活用する。

■高齢者事前登録制度における新規登録件数

実績・計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
登録者数（人）	36	26	25	25	25	25

(2-2) 認知症地域支援推進員の活動支援と認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

施策方針

認知症の人への対応は、かかりつけ医を含む地域における関係機関の連携や地域住民の理解のもと、早期発見・早期対応が重要です。そこで、国の認知症総合支援事業等に沿った認知症施策の推進を図ります。

施策7 認知症地域支援推進員による認知症ケアパスの普及

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うために、認知症地域支援推進員を市と各地域

包括支援センターに配置します。

認知症と疑われる症状が発生した場合に、必要となる認知症ケアパスを認知症の人やその家族、関係機関が有効に活用できるよう更なる普及を図ります。

具体的な事業

事業名	認知症地域支援推進員の配置（認知症施策推進事業）
事業概要	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うために、認知症地域支援推進員を配置し、認知症ケアパスの普及、認知症サポーターの拡大、認知症カフェの立上げなど支援体制の構築を図る。

施策8 認知症カフェ等の設置の推進

認知症の人やその家族が、地域の人と相互に情報を共有し、お互いを理解し合えるよう、地域の実情に応じて認知症カフェの立上げに取り組みます。

また、市内に設置してある認知症カフェの情報を住民に発信していくなど、認知症地域支援推進員の活動をとおして、地域における関係機関の連携や地域住民の理解の促進を図ります。

（参考）認知症カフェ設置数

- 平成 28 年度八千把 1 箇所、松高 1 箇所
- 平成 29 年度八千把 1 箇所、太田郷 1 箇所
- 平成 30 年度泉 1 箇所
- 令和元年度東陽 1 箇所

具体的な事業

事業名	認知症地域支援推進員の配置（認知症施策推進事業）【再】
-----	-----------------------------

施策9 認知症初期集中支援チームの活動から抽出された地域課題の地域ケア会議での検討等 <★重点施策（市）>

地域拠点型認知症疾患医療センターや地域包括支援センターとの連携を強化し、「認知症初期集中支援チーム」により認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するとともに、地域での支援が困難なケースにおいても積極的に支援します。

また、支援事例から明らかとなった地域課題等については、個別地域ケア会議での検討を進め関係者と連携しながら、課題の解決に努めます。

具体的な事業

事業名	認知症初期集中支援チームの設置（認知症施策推進事業）
事業概要	<p>認知症専門医の指導の下、保健師や社会福祉士などの複数の専門職が認知症の疑いがある人を訪問し、観察・評価を行った上で、支援を包括的・集中的に行い、認知症に対する適切な治療につなげ、自立生活のサポートを行う。</p> <p>また、認知症の早期診断・早期対応・困難ケースへの対応に向けた支援体制を構築するために、認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。</p>

■支援チームによる訪問実施者数

実績・計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問実施者実人数 (人)	3	2	5	4	4	4

(2-3) 成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進

施策方針

成年後見制度は、認知症高齢者をはじめとする高齢者の権利擁護を図る重要な制度です。

国において策定された成年後見制度利用促進基本計画及び八代市成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進します。

施策 10 成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進〈★重点施策（市）〉

関係団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、医療・福祉機関等）と連携して、市民へ広く制度が周知されるよう広報及び啓発活動を行うとともに、関係機関の研修の実施など理解促進のための取組を進めます。

制度の利用にあたっては、申立てが円滑に行われるよう支援を行い、親族による成年後見制度の申立てが期待できない場合には、市長申立て手続きを行うとともに、経済的理由等により制度の利用ができない場合に必要に応じて、審判請求に要する費用や成年後見人等の報酬に対し、助成を行います。

具体的な事業

事業名	成年後見制度利用支援事業（生活支援事業）
事業概要	市町村長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等への報酬の助成等を行う。

施策 11 段階的・計画的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等

判断能力が不十分な人が、成年後見制度やその他の制度・サービスを利用することにより、権利や財産を侵害されることなく、安心して暮らしていくことができるように、保健・医療・福祉だけでなく司法も含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け体制整備を図ります。

具体的な事業

事業名	成年後見制度利用促進事業
事業概要	八代市成年後見制度利用促進計画の適正な運用を行うとともに、中核機関の整備を図る。 また、成年後見制度に係る広報、相談への対応、受任者調整等を行うとともに、成年後見人等の確保を進める。

■成年後見制度利用促進に係る研修会等の実施

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
市民向け講演会実施回数（回）	-	-	-	4	5	6
関係機関向け研修会実施回数（回）	-	-	-	3	4	5

(2-4) 高齢者虐待防止の推進

施策方針

高齢者虐待防止に関する取組は、警察署、民生委員、地域包括支援センターと連携し進めていますが、高齢者虐待の相談件数・通報件数は増加傾向にあります。

引き続き、高齢者虐待防止について市民への周知・啓発を行います。

施策 1 2 高齢者虐待の対応窓口、虐待防止に関する制度等の住民への周知・啓発等

高齢者虐待の相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。

また、本市では、民生委員や介護支援専門員などの職務上知り得た方からの相談・通報が最も多くなっていることから、地域包括支援センターと連携し、民生委員や介護支援専門員、介護サービス事業者職員等に対して、虐待防止に関する研修会を実施することにより、支援者の対応力の向上に努めるとともに、地域包括支援センターに支援者からの情報がもたらされるような関係づくりをすすめます。

さらに、養介護施設従事者を対象とした研修については、勤務時間外に各施設で実施されている勉強会に市職員が出前講座として出向くなど、より効果的な周知・啓発となるよう取り組んでいきます。

具体的な事業

事業名	権利擁護事業
事業概要	高齢者虐待防止に関する高齢者の権利養護について、周知啓発を図るために研修会を開催する。

■権利擁護研修会の開催及び参加者数

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
研修参加者数 (人)	194	243	-	210	225	240

基本目標 3 在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実

(3-1) 医療と介護をはじめとした多職種連携体制づくり

施策方針

在宅医療と介護の連携体制を構築し、サービス基盤の充実を進めていくために、郡市医師会等の関係団体との連携及び医療及び介護に関わる地域の多職種連携を進め、地域の実情や課題に応じた対策を実施します。

施策 13 医療・介護提供体制の目標及び施策・事業の具体化

平成 28 年 10 月、八代市医師会・八代郡医師会・氷川町・八代市の 4 者にて「在宅医療と介護の連携に関する協定書」を締結し、平成 29 年 4 月「八代地域在宅医療・介護連携支援センター」を八代市健康福祉政策課内に設置し、4 者の人員を配置し事業推進に取り組んでいます。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となっています。

在宅医療は、退院支援、日常生活の療養支援、急変時の対応、看取りの 4 つの機能の充実が求められます。そのためには、医療と介護の関係機関や多職種の連携によるサービス基盤の充実が必要となります。

患者を中心としたより質の高いサービスを提供するために、八代地域の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等の連携を図っていきます。

今後も、国が示す事業項目を確実に実施して、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療・介護提供体制づくりに取り組んでいきます。

具体的な事業

事業名	在宅医療・介護連携推進事業
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療・介護の資源の把握 ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ・医療・介護関係者の情報共有の支援 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・医療・介護関係者の研修 ・地域住民への普及啓発 ・在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

■八代地域医療介護資源調査検討委員会・部会

実績・計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
参加延べ人数 (人)	81	64	18	54	54	54

■八代地域医療・介護多職種連携研修会

実績・計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
参加延べ人数 (人)	181	232	—	250	250	250

■地域包括ケア推進住民講演会

実績・計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
参加延べ人数 (人)	334	437	—	500	500	500

施策 14 個別地域ケア会議への認知症疾患医療センター職員等の出席

認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく保健医療サービスや福祉サービスが提供される循環型の仕組みづくりが必要です。

認知症に関する医療と介護の連携を促進するため、個別地域ケア会議等に必要に応じて地域拠点型認知症疾患医療センターの地域連携担当者等に出席を依頼し、認知症の人への支援を効率的・効果的に行っていきます。

具体的な事業

事業名	地域ケア会議推進事業【再】
-----	---------------

(3-2) 地域包括支援センターの体制強化

施策方針

地域包括支援センターは、高齢者の身近な相談窓口として、介護保険等に関する相談をはじめ、尊厳ある生活の継続のために必要な支援を包括的・継続的に実施しています。

高齢者人口の増加とともに、利用者も増えてきており、共生社会づくりを見据え、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

施策 15 業務状況等の評価・点検及び必要な体制の充実

地域包括支援センターの運営にあたっては、地域包括支援センター自らが評価を行い事業の質の向上を高めるための「自己評価」、市が現地調査を行い地域包括支援センターの事業の適正かつ積極的な運営を確保するための「事業実施状況調査」を実施することで、業務の質と適正な運営を確保するとともに、業務状況や業務量等の程度を把握し、地域包括支援センターがその役割を十分に果たせるよう、引き続き体制の強化を図ります。

具体的な事業

事業名	地域包括支援センター運営委託事業
事業概要	地域における高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的かつ継続的に支援する中核機関として、地域包括支援センター運営業務を社会福祉法人等に委託して設置・運営を行う。

■地域包括支援センターにおける相談対応件数

実績・計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談対応件数 (件)	14,731	16,026	18,902	19,000	19,200	19,400

基本目標 4

住民・地域の実情に応じた多様な住まい・サービス 基盤の整備・活用

(4-1) 早期対応が必要な方への対応

施策方針

早期に住まいの対応が必要な方（心身の状況により、在宅での生活に支障等があり、早期のサービス利用や住居のバリア除去、入所施設・居住系サービスの検討などが必要な方）へは、これまでも必要な整備等を行ってきましたが、今後も引き続き整備等を図っていきます。

施策 16 早期に居宅サービスが必要な方への住環境の整備・居住系サービスの整備

心身の状態の変化等に伴い、在宅での生活に支障が出てきた高齢者の方が、住み慣れた住居で生活を継続できるよう、早期の居宅サービス利用や住宅改修・住宅改造・福祉用具の活用等による住環境の整備が図られています。

また、地域密着型サービス事業所の整備により、住み慣れた地域でのサービス利用が可能となっており、地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議等を活用することにより地域との連携も強化されています。

なお、認知症の高齢者の方が地域でよりよく生きることができるよう、地域密着型認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）も 19 箇所整備されています。

高齢者の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、地域包括ケアシステム（地域ぐるみで支え合う体制）推進に向けて、その中心となる地域密着型サービス事業所の適切な整備を図ります。

具体的な事業

事業名	介護基盤緊急整備特別対策事業
事業概要	介護保険事業計画に基づく施設整備（公募による選定）において、採択された整備事業所に対して、介護サービス基盤整備に対して補助を行う。

事業名	施設開設準備経費助成特別対策事業
事業概要	介護保険事業計画に基づく施設整備（公募による選定）において、採択された整備事業所に対して、開設前6ヶ月間に生じる準備経費に対して補助を行う。

施策17 早期に住まいが必要な方への施設サービスの整備

現在、特別養護老人ホームの入所状況はすべての施設で満床であり、各施設待機者が多数となっています。

これまでに、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業（小規模特養）の4箇所整備により、一定数の待機者は解消されましたが、まだ多数の待機者がいる状態が続いています。

高齢者の方が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、高齢者人口・要介護認定者の推計を基に、日常生活圏域において、バランスのとれた、適切な施設基盤の整備を図ります。

具体的な事業

事業名	介護基盤緊急整備特別対策事業【再】
事業名	施設開設準備経費助成特別対策事業【再】

(4-2) 高齢者向け住まいの確保

施策方針

高齢者向け住まいの確保のため、公営賃貸住宅における取組の推進、一般住宅における改造の経費等に係る助成等を継続して実施します。

また、サービス付き高齢者向け住宅・高齢者向け優良賃貸住宅・サービス付き有料老人ホーム等については、県と連携し、整備状況等の情報共有に努めます。

施策18 公共賃貸住宅のバリアフリー化等、高齢者の優先入居

公共賃貸住宅のバリアフリー化等については、2階以上の階に入居されている方で身体的に階段昇降が困難な方は1階等低層階への住み替えを行っています。

また、高齢者の優先入居については、入居募集の際に高齢者の方は抽選回数を増やす優遇措置を行っています。

引き続き市営住宅の建替え、新設にあたっては入居者の高齢化や障がい特性に配慮したバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者の方などが優先して入居できるよう優遇措置を行っていきます。

また、一般住宅においては、住み慣れた住宅で安心して自立した生活ができるよう、バリア除去を目的とした住宅改修・住宅改造などのへの支援を引き続き行います。

具体的な事業

事業名	公営住宅ストック総合改善事業
事業概要	既存住宅ストックの改善事業を適切に実施し、計画的に維持保全する。

事業名	公営住宅管理事業
事業概要	低所得者に低廉な家賃で賃貸し、入居者が安心して安全に生活できるよう住宅の管理を行う。

事業名	住宅改造助成事業
事業概要	65歳以上の要介護（支援）認定者が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活ができるよう、日常生活の中で利用する部分についての住宅改造に要する費用の助成を行う。

■高齢者住宅改造助成事業の活用件数

実績・計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
助成数（箇所）	1	0	0	2	2	2

【参考】居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修の利用件数

実績・計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用数（人）	403	475	496	515	531	552

(4-3) 高齢者の移動手段の確保

施策方針

高齢者が安心して暮らしていける移動手段を確保するために関係機関と連携し、公共交通サービスの充実を図ります。

施策 19 公共交通サービスの充実

高齢者の移動手段として、公共交通の利用促進・有効活用を図り、持続可能な公共交通網の形成を推進していきます。

また、公共交通を持続可能なものにしていくためには、行政や交通事業者だけでなく、地域（住民）自らが公共交通を創り・守り・育てる意識を持つことが不可欠です。地域が主体となって地域に必要な公共交通のあり方を検討し、地域自らが移動手段を確保する取組を促進していくための仕組みづくりを構築していきます。

さらに、公共交通機関のない不便さから通院等に支障をきたしている山間部在住の高齢者に対して、タクシー利用料金の一部助成により外出支援を実施していきます。

具体的な事業

事業名	生活交通確保維持事業
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・安全で安心して地域で暮らせる生活環境を確保するため、市民の移動ニーズに対応した地域公共交通体系の構築を図る。・市民の生活交通を確保するため、バス事業者に対し、運行費補助金を交付する。・JRやバス等の交通機関への接続が不便な地域における交通手段の確保と、日常生活の利便性を促進するため、乗合タクシー運行事業等を実施する。

事業名	高齢者外出支援事業
事業概要	地理的条件や公共交通機関のない不便さから、通院等に支障をきたしている山間部在住の高齢者に対し、交通費負担の軽減を図る目的で、タクシー利用料金の一部の助成を行う。

基本目標 5

多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上及び災害・感染症への対応

(5-1) 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進

施策方針

全国的にも喫緊の課題とされる介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

施策 20 多様な介護人材の確保・定着に向けた県との連携

多様な介護人材を量・質の両面から確保するとともに、その定着を図るため、市で実施している研修会等の充実や八代地域における介護人材調査を継続して実施します。

また、県との連携により、県が実施する人材確保・育成の施策の活用や各種研修会等の情報を積極的に対象者等に案内するなどの対応を行います。

なお、介護従事者の介護業務の負担軽減についても、介護人材の定着に大きな効果があると考えられることから、ICT導入（介護ロボット導入等）を推進するとともに、その経費に係る費用の助成について、県の補助金の活用等、積極的に事業所への周知を行います。

具体的な事業

事業名	熊本県介護職員勤務環境改善事業
事業概要	介護従事者の身体的な負担の軽減や業務の効率化を図るため、介護保険施設・事業所における介護ロボットの導入等に係る経費について補助を行う。

(5-2) 要介護認定の平準化に向けた取組の推進

施策方針

要介護認定は、全国一律の基準に基づき行くとされており、介護認定審査会委員、介護認定調査員等、介護認定の平準化が必要となっています。

今後も研修を継続して計画的に実施し、判定に関わる人の能力・知識・技術の向上を図ります。

施策 2 1 要介護認定の平準化に向けた取組の推進

八代市または委託先の認定調査員が自宅などを訪問し、実際の体の動きの確認や、日頃の心身状態、日常生活動作の様子などの聞き取り調査を行います。また、申請書に記入された「かかりつけ医」に対して、本人の心身の状態や介護が必要になった要因（病気やケガなど）について意見書の作成を依頼しています。要介護認定は全国一律の基準に基づき判定されることとなっていますが、認定調査の方法や認定審査会における運営状況などによっては、審査判定の結果にばらつきが出ることも考えられます。

適切なサービス提供のためには要介護認定の平準化が必要であるため、今後も介護認定審査会委員及び介護認定調査員の知識・技術の向上を図る取組を推進していきます。

具体的な事業

事業名	介護保険認定審査事業
事業概要	介護保険制度における要介護状態区分を決定するために本市が設置する「八代市介護認定審査会」を運営し、審査判定を行う事業。介護サービス利用者がその状態にあったサービスを受けられるよう介護度の認定にあたり審査を行うもの。全国一律の基準を順守し、公平公正な判定となるよう審査会委員の研修等を実施する。

事業名	介護保険認定調査事業
事業概要	要介護認定等申請者の要介護状態区分を判定する基礎資料として、訪問調査を行う事業。 調査の結果は、要介護認定の最も基本的な資料となるため、調査を客観的かつ正確に行い、必要な情報をわかりやすく記載した調査票の作成が求められる。 調査員の知識、面接の技術等の維持・向上、認定調査の信頼性の確保を図るため研修等を計画的に実施する。

■介護認定調査員に対する研修（eラーニングシステム）の合格率

計画・実績	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
基準点合格率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(5-3) 介護給付の適正化に向けた取組の推進

(第5期八代市介護給付適正化計画)

施策方針

利用者に対する適切な介護サービスの確保・自立支援を進めていくためには、介護給付適正化への取組が重要です。

介護保険制度の信頼感を高めるためにも、ケアプラン点検、縦覧点検等の給付適正化の取組を進めます。

施策 22 介護給付の適正化に向けた取組の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする人に対して適切に介護認定を行い、介護認定を受けた人に対して必要なサービスを事業者が過不足なく適切に提供するように促すことです。

適正化は、介護給付費用の効率化をもたらし、介護保険の公平性を確保し、制度の信頼性と持続可能性を高め、適切な介護保険運営に資するものです。

適正化の取組には、適切な人員体制の確保と資質向上の取組が不可欠です。本市には高齢者向け住宅が多く、住まいの選択肢も広がっていますが、こうした施設における適切なサービス提供と自立支援が求められています。

■ケアプランの点検総件数

	H30	R 1	R 2
目標数	年約 300 件（5%）		
実績	303 件	503 件	553 件

■ 集団指導

サービス名		事業所数（休止事業所）※	H30	R 1	R 2
居宅介護支援		56（6）	52	51	50
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護	1	1	1	1
	地域密着型通所介護	33（1）	31	32	32
	認知症対応型通所介護	7（1）	6	6	6
	小規模多機能型居宅介護	8	8	8	8
	認知症対応型共同生活介護	18	18	18	19
	特定施設入居者生活介護	1	1	1	1
	地域密着型介護老人福祉施設	4	4	4	4
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1
計		129（8）	122	122	122

※令和2年4月1日現在

■ 実地指導

サービス名	事業所数 （休止事業所）※	H30	R 1	R 2 （見込）
居宅介護支援	56(6)	8	7	2
（介護予防）地域密着型サービス	73(2)	14	18	3
計	129(8)	22	25	5

※令和2年4月1日現在

具体的な事業

〈第5期介護給付適正化計画〉

第4期に引続き「ケアプラン点検」、「医療情報突合・縦覧点検」、「要介護認定の平準化」に取り組みます。

併せて、本市が指定・指導の権限を有している地域密着型事業所や居宅介護支援事業所に対しては、年1回の集団指導及び1事業所につき少なくとも6年に1回以上の実地指導を行います。

（1）ケアプラン点検 <★重点施策>

①課題整理総括表を活用したケアプラン点検

介護支援専門員のケアマネジメントの質的向上を図るための研修会を実施します。また、ケアプラン点検時はケアプランに課題整理総括表の添付を求めます。

計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5%以上	5%以上	5%以上

※目標＝居宅介護サービスのケアプラン点検数／居宅介護サービス利用数

②要介護認定者対象の地域ケア会議等を活用したケアプラン点検

多職種が参加する地域ケア会議において、利用者の自立支援のための給付適正化に向けたケアプラン点検を実施します。

計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	12回／年	12回／年	12回／年

③高齢者向け住宅入居者のケアプラン点検（再掲①）

高齢者向け住宅への介護サービス導入に関しては、いわゆる囲い込みが生じやすいので、特に重点的に実施します。ケアプラン点検に際しては課題整理総括表の添付を求めます。

計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5%以上	5%以上	5%以上

※目標＝高齢者住宅入居者のケアプラン点検数／高齢者住宅入居者数

（2）医療情報突合・縦覧点検 <★重点施策>

医療情報突合・縦覧点検は、適正化の費用対効果の面で優れているので、国保連へ委託して活用頻度の高い帳票に絞った点検を重点的に推進します。

①医療情報突合・縦覧点検の実施

国保連から3ヶ月に一度提供される帳票12ヶ月分を確認し、請求内容の誤り等を早期に発見し、過誤等の適正な処理を実施します。

計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療情報突合	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分
縦覧点検	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分

②活用帳票及び点検事項の明確化

国保連の帳票を集団指導及び事業所別実地指導に活用するとともに、特に点検を要する事項を明確化することで、効率的な指導に役立てます。

(3) 要介護認定の平準化

①委託調査の点検

委託による認定調査の結果のばらつきをなくし、精度の平準化を図るため、委託調査に関して全件点検を実施し、必要に応じてヒアリング等を実施します。

②eラーニングシステムの活用（再掲5-2 施策21）

本市の介護認定調査員の全員をeラーニングシステムに登録・受講させるとともに、全員が基準点合格するよう指導を徹底します。

計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準点合格率	100%	100%	100%

③介護認定調査員研修の実施

本市の介護認定調査員を対象に、本市の主催により年1回以上の研修会を企画・実施します。

(5-4) 災害や感染症対策に係る体制整備

施策方針

近年発生している大規模な自然災害や新型コロナウイルス等感染症の流行に対応するため、介護事業所等の平常時からの防災意識や危機管理能力の向上を図り、関係機関と連携しながら体制整備を図ります。

施策23 災害や感染症対策に対する備えの取組〈新規〉

近年増大している自然災害や新型コロナウイルス等感染症の流行に対し、事前の備えを充実させるとともに、介護事業所が緊急時に対応できるよう日頃から関係機関等と連携して、支援体制の整備を図ります。

また、在宅の要配慮者に対しては、災害に際し事前避難等が速やかに実施できるような支援体制づくりを進めます。

(1) 防災や感染症対策についての周知啓発、研修

介護事業所に対し、介護事業の種別ごとに行っている集団指導において、コロナ禍での介護保険制度の臨時的取扱いや非常災害に関する具体的計画について介護事業所が理解を深められるよう研修を行うとともに、日頃から事業所への情報提供を通じて周知啓発を行います。

(2) 介護事業所が策定する「非常災害に対応する計画」等の定期的な確認と指導等の実施

地域密着型事業所においては、運営推進会議^{※1}や実地指導を通して、非常災害に関する具体的計画^{※2}の内容、訓練、感染症対策や物資備蓄の取組等の状況の確認を行い、必要に応じ助言や指導を行います。

また、関係機関と連携し、避難確保計画^{※3}の策定状況や訓練の実施状況等の確認を行います。

■介護事業所における避難確保計画の策定状況

計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
避難確保計画等の提出率	—	—	78.8%	90%	100%	100%

(3) 災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄の支援

感染症対策や非常災害時に必要な物資は、基本的に事業所が各自確保し備蓄することとなっていますが、衛生用品がひっ迫する状況に備え、県と連携し物資の調達・配送ができるような取組を進めます。

(4) 水害等に備えた施設整備への支援

地球温暖化等の影響により、近年増加している豪雨や台風に伴う災害に備えるための施設等の整備が重要となっていることから、県と連携しながら、国の交付金を活用した整備費用の助成について、対象となる事業所等に対し周知を進めるとともに、導入の勧奨や導入に係る必要な支援を行います。

事業名	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (水害対策メニュー)
事業概要	介護施設等における垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペース確保の改修工事等に必要な支援を行う。

(5) 在宅の高齢者等の災害の備えに対する支援

在宅の高齢者については、「避難行動要支援者登録制度」への理解促進と制度の活用を進め、日頃の見守り等や早めの避難行動に活用するとともに、災害発生時には、災害情報の提供や避難の手助けなどを、迅速で安全に行うことができる体制づくりを進めます。

事業名	避難行動要支援者※4登録制度
事業概要	<p>災害対策基本法に基づき「避難行動要支援者名簿（以下「名簿」）」を作成し、災害発生時に、災害情報の提供や避難の手助けなどを、迅速で安全に行う制度。</p> <p>対象となる避難行動要支援者本人の同意が得られた場合、普段から避難支援等関係者に情報を提供することにより、災害発生時には、より円滑で迅速な避難支援などに備えることが可能となる。</p>

※1：運営推進会議

地域との連携やサービスの質の確保を図ることを目的として定期的を開催する会議。委員は利用者・家族、地域の代表者、市職員、包括支援センター職員等で構成される。

※2：非常災害に関する具体的計画

厚生労働省省令により介護保険事業所が定めることとされ、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。

※3：避難確保計画

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画。

平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に名称等が定められた要配慮者利用施設は、当該計画の作成と市町村への提出が義務となった。

※4：避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にあり、災害発生時において自力での避難が難しく、避難行動をとるときに支援が必要とされる者（① 要介護認定3～5を受けている人② 身体障害者手帳1、2級（総合等級）の第1種を所持する人（心臓機能障害またはじん臓機能障害のみで該当する人を除く）③ 療育手帳A1、A2を所持する人④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人で単身世帯の人⑤ 総合支援法に基づく介護給付を受けている難病患者⑥ ①～⑤に該当しないが、災害時の避難に支援を希望する人）

その他、高齢者とその家族を支援する事業

高齢者の多くは、介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で生活を続けることを希望しています。このため、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう、必要な福祉サービス（介護保険外サービス）を実施します。

また、家族等の介護者が地域の中で孤立することなく、また介護しながら働き続ける

ことができる社会を目指し、介護者の身体的・精神的な負担を軽減できるよう支援に取り組みます。

具体的な事業

事業名	安心相談確保事業（生活支援事業）
事業概要	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応や定期的に高齢者の安否確認、各種相談を行い、安心した在宅生活を支援する。

■緊急通報装置利用者数（安心相談確保事業）

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者数（人）	432	385	391	410	420	430

事業名	食の自立支援事業（生活支援事業）
事業概要	食事の支度をするのが困難な65歳以上の独居または高齢者世帯等に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行うことで、安心した在宅生活を支援する。

■年間延べ配食数（食の自立支援事業）

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者数（人）	42,335	41,946	40,700	42,000	42,500	43,000

事業名	介護予防教室（介護予防普及啓発事業）
事業概要	介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に関する介護予防教室を開催し、介護予防の取組を推進することで、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減及び悪化の防止につなげる。（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等に委託。）

■介護予防教室（介護予防普及啓発事業）

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
開催回数（回）	154	120	64	155	160	165

事業名	介護技術教室（家族介護支援事業）
事業概要	在宅において要介護者を介護する家族等に対し、適切な介護技術及び知識を習得させることにより、介護者の負担軽減と健康づくりの推進を支援し、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図る。

■介護技術教室（家族介護支援事業）

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者数（人）	29	-	-	30	36	42

※令和元年度から2年度は新型コロナウイルス感染症防止のため開催中止。
令和3年度より地域包括支援センターに委託。

事業名	家族介護者交流教室（家族介護支援事業）
事業概要	在宅において高齢者を介護している家族に対し、介護者相互の交流教室を開催することにより、介護から一時的に解放し、孤立感の解消・負担の軽減を図る。

■家族介護者交流教室（家族介護支援事業）

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者数（人）	153	97	-	140	152	164

事業名	特別給付介護用品購入費支給
事業概要	在宅で65歳以上の要介護3・4・5の家族を介護している介護者（家族、要介護者ともに住民税非課税世帯）を対象に、紙おむつ、尿取りパット等の介護用品を購入するための支給券を交付し、経済的負担の軽減を図る。

■特別給付介護用品購入費支給

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
延べ利用者数（人）	-	765	754	770	787	814
給付費（千円）	-	5,116	5,005	5,112	5,220	5,400

事業名	高齢者短期入所事業
事業概要	介護する家族が疾病、冠婚葬祭、事故等の理由により高齢者を一時的に介護することができない場合に、養護老人ホームに短期的（一時的）に入所させることにより、介護者の介護負担を軽減し、介護者不在等で在宅生活が困難な高齢者の生活の場を確保する。

■高齢者短期入所事業

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
延べ利用日数 (日)	122	40	117	105	105	105

事業名	緊急時医療情報カード事業
事業概要	八代市在住の75歳以上のひとり暮らしの方に対し、「緊急時医療情報カード」を配布することにより、ひとり暮らしの高齢者の急病、事故等発生時の適切な対応につながる。 (配布者総数 5,235人)

事業名	介護予防送迎事業
事業概要	泉町在住の方を対象に、いきいきサロン、やつしろ元気体操教室等の介護予防事業へ参加する方の利便性を図るため、各福祉施設〔泉憩いの家、五家荘デイサービスセンター、柿迫生きがいセンター〕への送迎を行う。(市社会福祉協議会に委託。)

■介護予防送迎利用者数

実績・計画	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者延べ人数 (人)	1,537	1,570	1,500	1,500	1,500	1,500

事業名	老人福祉施設入所措置事業
事業概要	環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者に生活の場を提供するために、市内2箇所の養護老人ホームに入所措置を行い、心身の健康の保持、生活の安定を確保する。 (参考)・入所者数 96人《内訳》市内 92人、市外 4人 ・待機者数 28人 (R2.4月現在)